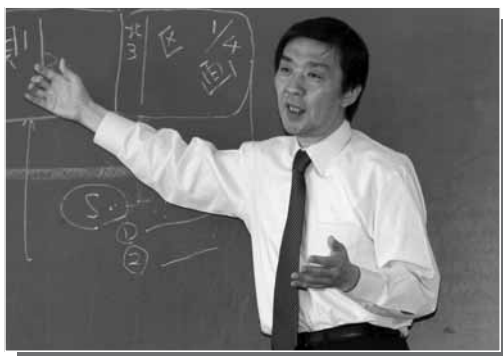


市長がみなさんの話を聴きに
みなさんのもとへ飛び込みます！

移動市長室

岩見沢のまちづくり市長と話してみませんか

移動市長室は、市民の皆さんと市長が膝を交えて語り合う場です。町内会やサークル、老人クラブ、子育て中のお母さんなど、少人数の集まりにも市長が伺い、希望するテーマで意見交換をしますので、お気軽にお問い合わせください。



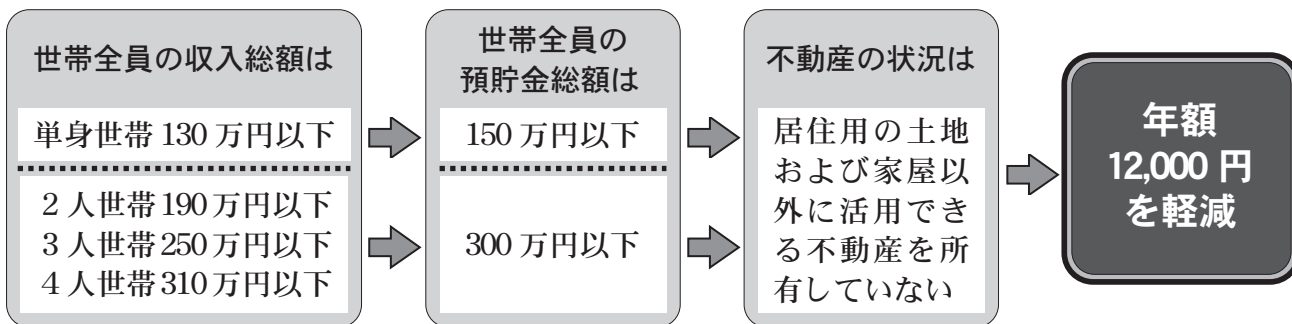
移動市長室では、個人的なお話や宗教に関するお話はご遠慮ください。

問合先 市秘書課

介護保険料軽減の対象に該当しませんか

市は、本年度も独自に第1号被保険者(満65歳以上)の介護保険料の軽減を行います。保険料の段階が第3段階の方で、下記の要件に該当する方は、保険料の軽減の対象となりますので申請されるようお知らせします。

また、課税年金収入がなく第3段階の方は所得の申告をすることで、第2段階に該当する場合があります。



該当する方は
申請を

- 申請に必要なものは
 - ▷本人の印鑑
 - ▷平成21年中(1月~12月)の世帯全員の収入がわかるもの(年金の支払通知、所得税の源泉徴収票、確定申告書などの写し)
 - ▷世帯全員の全ての預貯金通帳またはその写し
 - ▷平成22年度介護保険料納入(付)通知書(7月上旬発送予定)
- 申請の手続きは
7月20日(火)から市高齢・介護室、北村・栗沢支所保健福祉課で
- 軽減の決定通知は
申請した月の翌月に軽減の決定内容(非該当も含む)をお知らせします

問合先 市高齢・介護室介護保険係